

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和2年2月25日
神奈川つくい農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

本県において特殊詐欺（盗難カード、振り込め詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、金融機関職員や警察等を名乗り、高齢の方からキャッシュカードを詐取し、ATMからお金を引き出すなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

記

1 対象となるお客さま

令和元年11月末時点において、満70歳以上の個人のお客さま。

※すでに利用制限をさせていただいているお客様についても、引き続き制限の対象となります。

2 利用制限について

上記1.に該当するお客さまは、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を一律30万円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

令和2年4月23日（木）

4 その他

- ・対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。
- ・対象の有無問わず、キャッシュカードの利用停止を希望されるお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。

以上